

おかやま創生総合戦略推進本部設置要綱

(設置)

第1条 人口減少問題を克服し、本県の持続的な発展を実現するため、国の政策に機動的に対応しつつ、晴れの国おかやま生き生きプランを踏まえた実効性のある対策を取りまとめ、これを迅速かつ的確に推進することを目的として、おかやま創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）第9条第1項の規定による岡山県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
- (2) 前号の総合戦略に掲げる施策の推進及び検証
- (3) その他推進本部の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事及び公営企業管理者を、本部員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進本部会議)

第4条 本部長は、推進本部会議を主宰する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会に代表幹事を置き、総合政策局政策推進監をもって充てる。
- 3 幹事会は、推進本部の活動に関し、必要な事項を調査、検討する。
- 4 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集する。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、総合政策局政策推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月14日から施行する。

別表第1

危機管理監、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、備前県民局長、備中県民局長、美作県民局長、東京事務所長、大阪事務所長、教育長、警察本部長

別表第2

総合政策局政策推進監、政策推進課長、統計分析課長、総務学事課長、財政課長、県民生活交通課長、中山間・地域振興課長、市町村課長、男女共同参画青少年課長、環境企画課長、保健福祉課長、子ども未来課長、産業企画課長、労働雇用政策課長、農政企画課長、監理課長、備前県民局地域づくり推進課長、備中県民局地域づくり推進課長、美作県民局地域づくり推進課長、教育庁教育政策課長、警察本部警務課長